

松川町定例農業委員会議事録 第9回（12月）

1 開催日時 平成29年12月20日（水） 16:00～17:45

2 開催場所 松川町役場 協議会室

3 出席委員 16人

会長 1番 佐藤 清

会長代理 16番 大木島 康義

委員 2番 松脇 崇 3番 桃澤 茂春 4番 久保田 志げ子

5番 岡田 幹生 6番 白田 美穂子 7番 北林 秀昭

8番 北沢 ひろみ 9番 矢沢 千明 10番 山田 正明

11番 片桐 利美 12番 松下 守 13番 松下 敏章

14番 塩澤 澄夫 15番 大場 健彦

4 議事日程

議事録署名委員及び書記の指名

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する可否並びに意見決定について

議案第2号 農地転用届について

議案第3号 農地法第4号の規定による許可申請に対する可否並びに意見決定について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について

5 農業委員会事務局職員

係長 中村 昌彦 主事 塚本 潤 主事 富田 知美

6 会議の概要

(1) 開会 一中村係長 開会一

(2) 会長挨拶 一佐藤会長挨拶一

(3) 議事録署名委員及び書記の任命

会長より 12番 松下守 委員 13番 松下敏章 委員 を指名

(4) 議事

議案第1号

農地法第3条の規定による許可申請に対する可否並びに意見決定について

○会長

1番について説明をお願いいたします。

○事務局

1番 元大島 2筆 455m² 所有权移転

○佐藤会長

宅地を購入する際、両脇が農地であったため同時に取得したいということで、今回の

申請となりました。

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問とうありましたらどうぞ。

【質問・意見なし】

○会長

よろしいでしょうか。それでは賛成の方の意見を求めます。

【全員挙手】

○会長

全員賛成です。許可相当と認めます。2番をお願いいたします。

○事務局

2番 大島 1筆 86 m² 所有権

○岡田委員

三角形の農地であり、北側と南側には井水が流れています。先代同士で所有権移転をしたが、代が変わり、申請地の西側には譲受人の住宅があるということもあり、今回の申請となりました。

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

【質問・意見なし】

○会長

よろしいでしょうか。それでは賛成の方の意見を求めます。

【全員挙手】

○会長

全員賛成です。許可相当と認めます。3番をお願いいたします。

○事務局

3番 大島 2筆 260 m² 所有権移転

○松下(敏)委員

所有者が亡くなり、空き家とその南側と西側の農地を譲渡人が相続されました。その後、譲受人へ売り渡すというものになります。

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

【質問・意見なし】

○会長

よろしいでしょうか。それでは賛成の方の意見を求めます。

【全員挙手】

○会長

全員賛成です。許可相当と認めます。4番をお願いいたします。

○事務局

4番 上片桐 1筆 117 m² 所有权移転

○片桐委員

譲受人の墓地の続きの農地になります。特に問題ないかと思われます。

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

【質問・意見なし】

○会長

よろしいでしょうか。それでは賛成の方の意見を求める

【全員挙手】

○会長

全員賛成です。許可相当と認めます。議案第1号は以上でございます。

議案第2号

農地転用届について

○会長

1番について説明をお願いいたします。

○事務局

1番 上片桐 1筆 28.13 m²

○大木島委員

11月の農振協議会において審議し、可決されたものであります。特に問題ないかと思われます。

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

【質問・意見なし】

○会長

よろしいでしょうか。それでは賛成の方の意見を求める

【全員挙手】

○会長

全員賛成です。許可相当と認めます。議案第2号は以上でございます。

議案第3号

農地法第4条の規定による許可申請に対する可否並びに意見決定について

○会長

1番について説明をお願いいたします。

○事務局

1番 3筆 1,121 m² 2種 太陽光発電施設

○松脇委員

申請者の父親が貸していた農地だが、借り手が耕作せず荒れてしまい、申請者も地元にいないため、管理ができないということで今回の申請となりました。

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問とうありましたらどうぞ。

○久保田委員

工業団地のところで、よく日が当たり、交通の便もいいため、住宅等の宅地とする考えはないのか。

○松脇委員

申請者は諏訪に住んでいるが、宅地等にしても収益としては厳しい。また、諏訪の方でも太陽光発電を行っているということで、宅地等にすることは難しいかと思います。

○矢沢委員

諏訪に住んでいるということで、管理はちゃんとできるのでしょうか。心配なのは、フェンスの中だけ管理をして、外を管理できない場合。申請地全体に対して管理ができるのかどうか。

○松脇委員

実家はまだこっちにあり、こっちに来ている。また、一部業者が管理するということで、心配ないかと思います。

議案第4号

農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について

○会長

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局

利用権設定48件、所有権移転1件

(5) 協議事項

○委員からの協議事項

○事務局からの協議事項

①太陽光発電施設に関する取り組みについて

事務局：先月、環境水道課長より町の取り組み状況について説明していただいたところでございますが、「松川町自然エネルギー利用推進方針」というものについてご確認いただければと思います。（資料提供）

現在の状況ですが、先月から議会等へも担当課長より説明をし、意見を伺っているところです。

今回は、農業委員会としての今後のガイドラインについてどうしていくかの話ををしていただきたいと思います。（資料提供）

資料についてですが、高森町で利用されている農地転用事業に関する協定書

になります。これは、目的に関係なくすべての農地転用の際に提出を求めているそうです。松川町では太陽光含めて同意書をもらっていますが、豊丘村は太陽光発電施設のみを求めているそうです。高森町では、それに付随するものとして協定書というものを利用している。同意書を求めることがあります大事なことだと思います。

その中で出てくる問題として 当時の関係者等はいいかもしれないが、当時同意した方から代が変わったり、実際分乗地へ家を建てて引っ越してきた方まで当時の確認事項等が行き届いていなく、時が経つにつれて消毒の関係等の問題が何件か来ています。

同意書という形で示す手段もあるが、高森町では協定書という形で関係者で確認し合うということをやっている。これに近い形で進めるのも方法の一つ。太陽光に限って言えば、消毒の問題や境界から何m離して設置するなどお互いが確認し合えるところが協定書にある。こういう考え方もあるので見ていただいて、来月以降ガイドラインについて意見を頂く中で検討していただければと思います。

会長：ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

会長：高森町は組織が変わっていて、各区に区長を会長とする土地利用委員会というものを設置しており、各地区の農業委員も組織の一員としている。土地の権利移動、農地転用等の申請がある場合に区会で審議し、そのうえで農業委員会へかかる。

素晴らしい体制ですが、これからそのような体制を作るのは難しいと思いますが、参考にしてください。

臼田委員：資料についてですが、国のガイドラインに「事業計画作成の初期段階から地域住民と適切なコミュニケーションを図る」とあるが、町のガイドラインにはその中の「初期段階から」が抜けているため、できれば「初期段階から」を入れていただきたいです。

事務局：ありがとうございます。担当へ伝えておきます。

大場委員：高森町の協定書について、一番最後に農業委員の署名捺印の欄があるが、松川町の同意書は隣接農地のみ同意をもらっているが、隣接地が宅地の場合もあるため、隣接地すべての同意を一斉にもらうような形にすれば、トラブルも減っていくと思う。

事務局：農地法において、農地転用で何を審査するのかというと、周辺農地の営農に支障が生ずるかどうかがポイントとなっていて、それを確認する行為として松川町として同意書を求めていた。住宅については農地法上では踏み込めない範囲にある。農地転用について、申請地が周りが宅地に囲まれていれば営農への支障には該当してこないので、求めていいない。そういうトラブルについては農業委員会として関わることのできない部分で地域の方々で話してもらうことになると思います。

②有害鳥獣誘引物（未収穫果、廃果放棄）の適正処理について

佐藤調査員：南信州地域振興局の関係課にも協力を頂き、町内の果樹園を巡回等して参りました。現地を回ってみると、柿について台風の影響等によって今年多し軟弱果があり、収穫せずにいる果樹園や残渣がむき出しになっていたりしていました。こういった果実の未収穫果や残渣の放置はサルに学習されてしまうため、ぜひ処置をお願いしたいと思います。またチラシを配布して注意喚起をしていきますのでご協力をお願いいたします。

③遊休農地利用意向調査について

事務局：遊休農地利用意向調査ということで、これから発送する予定ですが、対象者は利用状況調査で「耕作放棄はしてあるが、まだ農地として復元見込のある農地」と判断された農地の所有者の方々です。こういったものをアンケートとして送るようにします。

またなにか問い合わせがあればご対応をお願いいたします。

④農地利用の最適化に向けた活動について

⑤各小委員会の取り組みについて

(6) 閉会　一中村係長　閉会一

以上会議の経過を記録し、相違ないことを証するため署名押印する。

12 番 松下 守 
13 番 松下 敏章 